

毎週火・金曜日発行



秋 田 県 公 報

目 次

ページ

教育委員会規則	
市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(一一・教育庁総務課).....	1

教育委員会規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年五月十四日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

秋田県教育委員会規則第十二号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(平成十六年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。
附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 この規則の施行の日前の月の中途から引き続き地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第二号)第二條第一項の規定による派遣をされ、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第一條の規定により育児休業をし、公益法人等への職員(平成十三年秋田県条例第六十四号)第二條第二項の規定に
の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)第二條第二項の規定に

よる派遣をされ、大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。)をし、又は法第二十九条の規定により停職にされている職員が同日以後に復職し、又は職務に復帰した場合における当該復職又は職務への復帰に係るこの規則による改正後の市町村立学校職員の通勤手当に関する規則第十七條の四第二項の規定の適用については、同項中「属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)」とあるのは、「属する月」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄